

東近江市告示第 3 3 9 号

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年東近江市告示第 4 2 3 号（振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定）で指定した地域のうち、振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により東近江市長が指定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域を次のとおり定め、平成 2 7 年 4 月 2 8 日から適用する。

平成 2 5 年東近江市告示第 4 2 4 号（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域の指定）は、廃止する。

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

東近江市長 小 椋 正 清

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域の指定

- 1 平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 8 号により第 1 種区域及び第 2 種区域（Ⅰ）として指定した地域
- 2 前項に掲げる区域を除いた区域における次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 8 0 メートルの区域
 - (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園なお、関係図面は東近江市市民環境部生活環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。